

平成26年度の税制改正の概要についてお知らせします

軽自動車税

自動車関係税制における負担の公平性の観点から、軽自動車税の税率改正が行われました。

◆原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車の税額（平成27年度以降適用）

車種区分		税額(年額)	
		改正前	改正後
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪車（125cc超～250cc以下）		2,400円	3,600円
小型二輪車（250cc超）		4,000円	6,000円
専ら雪上を走行するもの		2,400円	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他のもの（フォークリフト等）	4,700円	5,900円

◆三輪及び四輪以上の軽自動車の税額

軽三・四輪車等については、平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率が適用されます。（平成26年度末までに最初の検査を受けたものについては現行の税率のままです。）

平成28年度分から、最初の新規検査から13年を経過した軽三・四輪車等について、税率の概ね20%の重課税が導入されます。

車種区分			税額(年額)				
			改正前	改正後			
				(1)	(2)	(3)※	
			平成27年3月31日以前に新規検査を受けたもの(改正前と同じ)	平成27年4月1日以後に新規検査を受けるもの	最初の新規検査から13年を経過したもの(平成28年度から)		
軽自動車	三輪		3,100円	3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪以上	乗用	営業用	5,500円	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物用	営業用	3,000円	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	4,000円	5,000円	6,000円

※動力源又は内燃機関の燃料が電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン電気併用の軽自動車並びに被けん引車を除く。

法人町民税

◆法人税割の改正

地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人町民税法人税割を引き下げることとなりました。なお、引き下げ分に相当する地方法人税（国税）が創設され、その税込全額が地方交付税として地方に配分されることとなります。

《平成26年10月1日以後に開始する事業開始年度から適用》

法人税割 現行 13.5% ⇒ 10.9% (△2.6%)

詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ 税務出納課町民税係 ☎85-6132